

立命館国際研究

26 卷 3 号
(通卷 89 号)

目 次

論 説

破底超限：薄熙来事变之“逆世流危搏”的教训（一）…………… 夏 刚…（1）

アメリカの量的金融緩和政策と新たな国際信用連鎖の形成についての覚書
——BIS, IMF の Spillovers 論の批判的検討—— …………… 奥 田 宏 司…（47）

知識労働を考える
——21 世紀型社会における労働者概念の拡大とその状態に関する考察——
…………… 関 下 稔…（73）

グローバル市民社会における民間による自主規制の「正統性」
——システム分析からの検討—— …………… 川 村 仁 子…（99）

2014 年 2 月

立命館大学国際関係学会

立命館大学国際関係学会会則

第1条 (名称) 本会は、立命館大学国際関係学会という。

第2条 (目的) 本会は、国際関係に関連する学術の研究と普及を目的とする。

第3条 (事業) 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 機関誌「立命館国際研究」の編集と発行 | 3 研究会、講演会の開催 |
| 2 研究補助 | 4 その他前各号に関する事業 |

第4条 (会員)

(1) 本会は次の会員を持って組織する。

- 1 本学国際関係学部 に所属する教授・准教授・講師・助教
- 2 本学大学院国際関係学 研究科前期課程院生
- 3 本学大学院国際関係学 研究科後期課程院生
- 4 本学国際関係学 学部生
- 5 常任委員会において承認を得たもの

(2) 第1号会員の会員は教員部会、第2号および第3号の会員は院生部会、第4号の会員は学生部会を構成する。

第5条 (総会)

(1) 通常総会は、毎年1回、常任委員会の招集によりこれを開催し、常任委員会より事業活動及び事業方針の報告を受け、監査委員より会計監査の報告を受ける。臨時総会は、必要に応じて常任委員会の招集によりこれを開催する。

(2) 総会において決議を要するときは、出席した会員の過半数をもって決する。

(3) 委任状または代理人による議決権行使は認められない。

第6条 (役員)

(1) 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|--------|----|--------|----|
| 1 会長 | 1名 | 4 幹事 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 | 5 監査委員 | 3名 |
| 3 常任委員 | 5名 | | |

(2) 会長は、本学国際関係学部所属の専任教員より選出する。会長は本会を代表し会務を統括する。

(3) 副会長は本学国際関係学部所属の専任教員より選出する。副会長は会長を補佐し、常任委員会を主催して会務の運営にあたる。

(4) 常任委員は教員部会の会員より2名、院生部会の会員より1名、及び学生部会の会員より2名を選出する。常任委員会は副会長および全ての常任委員によって構成する。

(5) 幹事は、本学国際関係学部事務長とする。幹事は、会長の指揮に従い本会の日常業務の執行を補佐するものとする。

(6) 監査委員は、教員部会の会員より1名、同条第2号院生部会の会員より1名、および学生部会の会員より1名を選出する。監査委員は、本会の会計を監査し、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第7条 (事業の執行) 常任委員会は本会の業務を執行する。常任理事会は各年度の事業方針及び予算案を総会に報告しなければならない。また、前年度の事業内容及び決算について、監査委員会の承認を得てこれを総会に報告しなければならない。

第8条 (経費) 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金をもってこれにあてる。

第9条 (会費)

(1) 本会の会費は次の通りとする。

- | | | |
|-------------|-----|---------|
| 1 第4条第1号の会員 | 年額 | 12,000円 |
| 2 第4条第2号の会員 | 半年額 | 4,000円 |
| 3 第4条第3号の会員 | 半年額 | 4,000円 |
| 4 第4条第4号の会員 | 半年額 | 4,000円 |
| 5 第4条第5号の会員 | 年額 | 8,000円 |

第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第11条 (会則の変更) 会則の変更は常任委員会の発議により、総会の承認を得なければならない。変更された会則は、総会の承認を得た時点で発効する。

附 則

1992年度より会員に大学院国際関係研究科院生を加える。

附 則 (2000年7月4日会員の追加による改正)

この会則は、2000年7月4日から施行する。

附 則 (2011年5月10日会員および会費の見直し、評議委員会の廃止にともなう改正)

この会則は、2011年5月10日から施行する。

附 則 (2012年1月24日会費徴収方法の変更に伴う改正)

この会則は、2012年4月1日から施行する。

編集後記

オクスフォード大学名誉教授のアダム・ロバーツと言えば、国際法・国際政治学の専門家として、その著作に親しんだ人も多いただろう。そのロバーツが英国学士院（British Academy）会長として執筆したパンフレット『過去・現在・未来—人文学および社会科学の公的な価値』が評判になっているという。英国の文系分野の学問の頂点に位置する機関（理系は王立協会＝Royal Society）として、この分野の学問が「もたらす利益を擁護し、それを認めてもらう」ために、文系学問の社会的貢献を明らかにしている。たとえば経済に貢献するのはテクノロジー開発を進める理系学問であるとみられがちだが、いまや商品生産がもたらす付加価値は全付加価値の10%であるのに、90%は文系と関係の深いサービス業から生まれる。重要なことは「科学や医学の進歩が内包する人間的・倫理的意味を探究し・気候変動などのグローバル・イシューのもたらす社会的・経済的衝撃を探り・文化遺産の新たな展開見通しを明らかにする」ことである。根底に流れているのは、人文学・社会科学こそ、個人であれ、集団であれ、人間そのものに取り組む学問であるという信念だ。

（佐藤 誠）

立命館大学国際関係学会会員（教員）

（アルファベット順）

足立研幾	長須政司	BHANDARI,
秋高	中川亮	Surendra Raj
原高啓	中川涼	FRENCH,
本名毅	中本真生子	Thomas William
星野純	中戸祐夫	HASSDORF,
池田淑郁	中中達啓	Wolf Juergen
石原直紀	西村智朗	HATCHER,
板木雅彦	小木裕文	Pascale Laura
岩田拓夫	大田英明	HAYES,
桂良太郎	大島滋堅	Blake Elaine
河村律子	△佐藤誠	KOGA BROWES,
君島東彦	△末高浩	Scott Philammon
小益山実彦	竹内隆彰	MOOREHEAD,
松田正文	○龍澤邦彦	Robert Steven
南文泰	△徳丸マ	RAJKAI, Zsombor
宮野義彰	夏若菜	Tibor
三宅正隆	山田人	TAN, Boon
森岡真史	山根和	Hwee Stan
◎文京	山下範	WASSERMAN,
		Michel

◎印 会長 ○印 副会長 △印 常任委員

立命館国際研究 26巻3号（通巻89号）

2014年2月25日発行

編集発行 立命館大学国際関係学会

代表 文京 洵

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL (075) 465-1267

FAX (075) 465-1277

印刷所 株式会社田中プリント

〒600-8047 京都市下京区松原通麴屋町東入

RITSUMEIKAN KOKUSAI KENKYU

The Ritsumeikan Journal of International Studies

Vol. 26 No. 3

February 2014

CONTENTS

ARTICLES

- Lessons from the Bo Xilai Incident (I) XIA, Gang 1
- Unconventional Monetary Policies Employed by Major Central Banks and New International Credits
OKUDA, Hiroshi 47
- STEM Workers and “Below-the-line” Labor in the United States of America
SEKISHITA, Minoru 73
- On Legitimacy of Self-regulation by Private Actors in the Global Civil Society:
From the Perspective of Autopoietic System Analysis KAWAMURA, Satoko 99

Published by

ISARU

The International Studies Association

of

RITSUMEIKAN UNIVERSITY

Ritsumeikan University, 56-1 Tojiin-Kitamachi, Kita-ku, Kyoto 603-8577 Japan

Phone : (075) 465 - 1267 Fax : (075) 465 - 1277